

**法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します>**  
**環境関連法規制等の動き 2022年7月(2022.6.21~2022.7.15)**

**法令情報**

**1-1. 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**

<政令第237号>(2022.6.24公布、2022.7.1施行)

**1-2. 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う**

**関係政令の整備に関する政令** <同第238号>(同上)

2022.6.1公布(6月号参照)の題記改正法の施行日が2022.7.1に決まりました。その他環境大臣認可の官民出資会社である株式会社 脱炭素化支援機構に関する事項が規定されました。

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=195220008&Mode=1>

**2. 高圧ガス保安法等の一部を改正する法律 <法律第74号>(2022.6.22公布、1年6ヶ月以内施行他)**

本改正法では、**高圧ガス保安法**、**ガス事業法**、**電気事業法**の3つの法律について一部改正されます。共通の改正内容として、「テクノロジーを活用しつつ、自主的に高度な保安を確保できる事業者」について、その保安確保能力に応じて保安規制に係る**手続・検査**が一部緩和されます。電気事業法に係る内容として、**小規模太陽光・風力発電設備**を「**小規模事業用電気工作物**」と位置付け、基礎情報の届出や使用前の自己確認等の対象とします。その他高圧ガス保安法に係る内容では、同法と道路運送車両法が適用される**燃料電池自動車**等内の高圧ガスについて、原則高圧ガス保安法の適用を除外し、道路運送車両法に規制を一元化します。

<参考>経産省ホームページ <https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220304004/20220304004.html>

**法令検索** <https://elaws.e-gov.go.jp/>

**一般情報**

**1. ストックホルム条約、バーゼル条約及びロッテルダム条約締結国会議の結果について**

(2022.6.21環境省)

上記条約締結国会議が開かれ、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約では、**ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)**とその塩及びPFHxS関連物質の条約附属書A(廃絶)への追加が採択等されました。有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約では、**非有害な電子・電気機器廃棄物(E-waste)**を条約附属書II(非有害な廃棄物)へ追加し規制すること等が決定しました。国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約では、「**デカブロモジフェニルエーテル**」及び「**ペルフルオロオクタン酸(PFOA)**とその塩及びPFOA関連物質」の2物質群が対象物質に追加されました。今後、各国内担保法が改正され所要の措置が講じられます。

<参考>環境省ホームページ <https://www.env.go.jp/press/111174.html>

**2. 2021年度における家電リサイクル実績について (2022.7.1環境省)**

特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づき、2021年度全国で引き取られた廃家電4品目は全体で1.5千万台(前年度比▲76万)、内訳はエアコンが350万台(同▲31万)、ブラウン管テレビが80万台(同▲19万)、液晶等テレビが310万台(同+11万)、電気冷蔵庫等が350万台(同▲17万)、電気洗濯機等が430万台(同▲20万)で液晶等テレビを除き減少しました。また、家電メーカー等のリ

サイクル施設に搬入された廃家電4品目は、リサイクル処理によって鉄、銅、アルミニウム、ガラス、プラスチック等が有価物として回収され、全てにおいて基準を上回る再商品化率が達成されました。

<参考>環境省ホームページ [https://www.env.go.jp/press/press\\_00089.html](https://www.env.go.jp/press/press_00089.html)

### 3. 化学物質管理に関する社内安全衛生教育用eラーニング教材 (2022.7.15 厚労省)

化学物質による労働災害を防ぐためには、事業者の取組とともに、労働者自身が自ら取り扱う化学物質の危険有害性やリスクを理解することが重要です。この教材は、ラベル・SDS・リスクアセスメントを中心とした事業場の化学物質管理に関する既存の教育用資料をeラーニング用の動画として再構成したものです。各事業場における化学物質管理に関する労働者教育に活用できます。

<参考>厚労省ホームページ [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_26157.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26157.html)

### 4. 感染性廃棄物処理マニュアルの改定について (2022.6.30 環境省)

廃棄物処理法では、医療関係機関等から生ずる感染性廃棄物は、特別管理廃棄物とされ密閉した容器での収集運搬、感染性を失わせる処分方法等が処理基準として定められています。今般、廃棄物分野における新型コロナウイルス感染症の拡大への対応の経験等を生かし、更なる感染拡大やその他の感染症の感染拡大に備えるため、題記マニュアルが改定されました。

<参考>環境省ホームページ [https://www.env.go.jp/press/press\\_00131.html](https://www.env.go.jp/press/press_00131.html)

## 意見募集情報

### 1. 「労働安全衛生規則第12条の5第3項第2号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める

#### 化学物質の管理に関する講習(案)に対する意見公募について (2022.7.8厚労省)

2022.5.31公布(6月号参照)の改正労働安全衛生規則では、新たにリスクアセスメント対象物を取り扱う等する事業場ごとに化学物質管理者の選任(2024.4.1施行)を義務付け、その要件を「厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習を修了した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者」としています。今回、講習の科目、時間等を定める告示案が示されました。厚労省は、2022.8.6まで意見募集を行っています。

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495220088&Mode=0>

### 2. 消防法施行令の一部を改正する政令(案)等に対する意見公募について (2022.7.15消防庁)

全域放出方式の二酸化炭素消火設備に係る事故の再発防止を図るための改正が行われます。内容は、既存設備でも最新の技術上の基準を適用しなければならない消防用設備等に一定の不活性ガス消火設備を追加する。また、延べ面積が1千㎡未満の駐車場等の防火対象物は、消防設備士等でない者でも点検を行えますが、新たに全域放出方式の二酸化炭素消火設備が設置されているものは、消防設備士等による点検が必要な防火対象物に加えられます。消防庁は、2022.8.18まで意見募集を行っています。

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=860202203&Mode=0>

## 公募情報

### 1. 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(脱炭素社会構築のための資源循環高度化設備導入促進事業)の2021年度補正予算4次公募及び2022年度2次公募について (2022.7.14 環境省)

この事業は、リサイクルの質の向上につながる資源循環高度化設備や、従来の化石資源由来プラスチ

ックを代替する再生可能資源由来素材の製造設備を導入することで、脱炭素社会の実現に資するとともに、資源の有効利用等に資することを目的としています。対象事業は、省CO2型プラスチック高度リサイクル設備導入事業、化石資源由来プラスチックを代替する再生可能資源由来素材の省CO2型製造設備導入事業等で設備導入費用の1/2が補助上限です。公募期限は2022.8.26です。

〈参考〉環境省ホームページ [https://www.env.go.jp/press/press\\_00220.html](https://www.env.go.jp/press/press_00220.html)

以 上